

北上地区消防組合職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北上地区消防組合

管理者 北上管理者 **八重樫 浩 文**

北上地区消防組合規則第5号

北上地区消防組合職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の通勤手当に関する規則（昭和49年北上地区消防組合規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに給与条例第13条第1項の職員たる要件を具備するに至ったときは、通勤届（様式第1号）によりその通勤の実情をすみやかに任命権者に届け出なければならない。当該条項の職員たる要件を具備する職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第4条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届け出に係る事実を、通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が給与条例第13条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。</p>	<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに給与条例第13条第1項の職員たる要件を具備するに至ったときは、通勤届（様式第1号）によりその通勤の実情をすみやかに任命権者に届け出なければならない。当該条項の職員たる要件を具備する職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>住居、通勤経路、通勤方法若しくは給与条例第13条第5項に規定する駐車場（以下「駐車場」という。）を変更し、駐車場の利用を開始し、若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場の料金に変更があつた場合</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第4条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届け出に係る事実を、通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示<u>又は第17条に定める駐車場たる要件を具備していること及び駐車場の料金を証明する書類の提出</u>を求める等の方法により確認し、その者が給与条例第13条第1項の職員たる要件を具備す</p>

2 [略]

第7条 [略]

(1) [略]

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇所当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額

(3) [略]

（自動車等使用者の手当の支給額）

第8条 給与条例第13条第2項第2号に規定する規則で定める額は、次の各号に定める片道の自動車等の使用距離（道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づく交通の規制により恒常的に往路と帰路との通勤の経路を異にしなければならない場合にあつては、往路及び帰路の距離の2分の1の距離）の区分に応じ、支給単位期間につき当該各号に定める額（給与条例第5条第11項に規定する定年再任用短時間勤務職員、第5条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等又は北上地区消防組合消防職員の高齢者部分休業条例（令和5年北上地区消防組合条例第4号）第2条第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けている職員のうち、平均1箇所当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあつては

るときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 [略]

第7条 [略]

(1) [略]

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇所当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額

(3) [略]

（自動車等使用者の手当の支給額）

第8条 給与条例第13条第2項第2号に規定する規則で定める額は、次の各号に定める片道の自動車等の使用距離（道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づく交通の規制により恒常的に往路と帰路との通勤の経路を異にしなければならない場合にあつては、往路及び帰路の距離の2分の1の距離）の区分に応じ、支給単位期間につき当該各号に定める額（給与条例第5条第11項に規定する定年再任用短時間勤務職員、第5条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等又は北上地区消防組合消防職員の高齢者部分休業条例（令和5年北上地区消防組合条例第4号）第2条第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けている職員のうち、平均1箇所当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあつては

、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額)とする。

- (1) 2キロメートル以上4キロメートル未満の場合  
2,000円
- (2)～(12) [略]
- (13) 26キロメートル以上28キロメートル未満の場合  
1万8,000円
- (14) 28キロメートル以上30キロメートル未満の場合  
1万9,000円
- (15) 30キロメートル以上32キロメートル未満の場合  
2万円
- (16) 32キロメートル以上35キロメートル未満の場合  
2万1,000円
- (17) 35キロメートル以上40キロメートル未満の場合  
2万1,300円
- (18) 40キロメートル以上45キロメートル未満の場合  
2万1,500円
- (19) 45キロメートル以上50キロメートル未満の場合  
2万1,800円
- (20) 50キロメートル以上55キロメートル未満の場合  
2万2,700円
- (21) 55キロメートル以上60キロメートル未満の場合  
2万3,600円
- (22) 60キロメートル以上 2万4,500円

、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額)とする。

- (1) 2キロメートル以上4キロメートル未満の場合  
2,300円
- (2)～(12) [略]
- (13) 26キロメートル以上30キロメートル未満の場合  
1万8,500円
- (14) 30キロメートル以上35キロメートル未満の場合  
1万9,300円
- (15) 35キロメートル以上40キロメートル未満の場合  
2万円100円
- (16) 40キロメートル以上45キロメートル未満の場合  
2万900円
- (17) 45キロメートル以上50キロメートル未満の場合  
2万1,800円
- (18) 50キロメートル以上55キロメートル未満の場合  
2万2,700円
- (19) 55キロメートル以上60キロメートル未満の場合  
2万3,600円
- (20) 60キロメートル以上 2万4,500円

(併用者の区分及び支給額)

第9条 給与条例第13条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) [略]

(2) 給与条例第13条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に掲げる額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 給与条例第13条第2項第1号に定める額

(3) 給与条例第13条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当等が同条第2項第2号に定める額未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 同項第2号に定める額

(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第13条 [略]

2 [略]

(併用者の区分及び支給額)

第9条 給与条例第13条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) [略]

(2) 給与条例第13条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額（駐車場を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（以下「駐車場利用職員」という。）にあつては、その額に同条第5項に定める額を加算した額）以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 給与条例第13条第2項第1号に定める額

(3) 給与条例第13条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当等が同条第2項第2号に定める額（駐車場利用職員にあつては、その額に同条第5項に定める額を加算した額）未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 給与条例第13条第2項第2号に定める額

(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第13条 [略]

2 [略]

3 第7条（同条第1項第3号を除く。）の規定は、給与条例第13条第3項第1号に規定する特別料金等相当額（第17条第4項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第7条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

第16条 給与条例第13条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) [略]

(2) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）（配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなつた職員で、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(3) [略]

2 前項第1号及び第2号において「特定住居」とは、同項第1号ア若しくはイに掲げる事由の発生又は同項第2号に規定

3 第7条（同条第1項第3号を除く。）の規定は、給与条例第13条第3項第1号に規定する特別料金等相当額（第20条第4項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第7条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

第16条 給与条例第13条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) [略]

(2) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条及び次条において同じ。）（配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなつた職員で、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(3) [略]

2 前項第1号及び第2号において「特定住居」とは、同項第1号ア若しくはイに掲げる事由の発生又は同項第2号に規定

する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であつて次に掲げるものをいう。

(1) [略]

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

ア 当該事由の発生等の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ [略]

(3) [略]

する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であつて次に掲げるものをいう。

(1) [略]

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

ア 前項第1号に掲げる事由の発生の直前の住居又は同項第2号に規定する配偶者の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ [略]

(3) [略]

(駐車場の要件)

第17条 給与条例第13条第5項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 勤務公署の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして管理者が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

(2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

(3) その利用について職員の配偶者若しくは給与条例第10条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして管理者が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により駐車場に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると管理者が認めるときは、同項の規定にかかわらず、管理者が別に定める要件とする。

（駐車場に係る通勤手当が支給されない職員）

第18条 給与条例第13条第5項の規則で定める職員は、第9条第2号に掲げる職員以外の職員とする。

（駐車場に係る通勤手当の額）

第19条 給与条例第13条第5項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5千円を超える場合にあつては、5千円）とする。

(1) 1の駐車場を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場の料金が定められている場合  
当該料金の額

(支給日等)

第17条 通勤手当は、支給単位期間（第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下この条及び第19条第2項第2号において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則（昭和49年北上地区消防組合規則第5号）第2条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2・3 [略]

4 給与条例第13条第4項の規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等（第9条第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、給与条例第13条第2項第2号に定める額（第9条第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹

イ 駐車場の料金を定める期間（月又は年によつて定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 管理者が定める額

(2) 2以上の駐車場を利用する場合 それぞれの駐車場について前号アからウまでに定める額を合計した額

(支給日等)

第20条 通勤手当は、支給単位期間（第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下この条及び第22条第2項第2号において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則（昭和49年北上地区消防組合規則第5号）第2条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2・3 [略]

4 給与条例第13条第7項の規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等（第9条第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、給与条例第13条第2項第2号に定める額（第9条第2号に掲げる職員に係るものを除く。）、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線

線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額(第19条第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、給与条例第13条第4項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(支給の始期及び終期)

#### 第18条 [略]

(返納の事由及び額等)

第19条 給与条例第13条第7項の規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) [略]
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 月の中途において地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条若しくは休職条例第2条の規定により休職され、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をし、北上地区消防組合職員の自己啓発等休業条例(平成30年北上地区消防組合条例

鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)及び第19条に規定する額の合計額(第22条第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、給与条例第13条第7項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(支給の始期及び終期)

#### 第21条 [略]

(返納の事由及び額等)

第22条 給与条例第13条第8項の規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) [略]
- (2) 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場を変更し、駐車場の利用を開始し、若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場の料金に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 月の中途において地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条若しくは休職条例第2条の規定により休職され、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をし、北上地区消防組合職員の自己啓発等休業条例(平成30年北上地区消防組合条例

第1号。以下「自己啓発等休業条例」という。)第2条の規定により自己啓発等休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第21条第2項において「派遣等となつた場合」という。)

(4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 給与条例第13条第7項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) [略]

3 給与条例第13条第7項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、その者の返納に係る通勤手当の給与の歳出予算科目と事由発生月の翌月以降に支給される給与の歳出予算科目が同一であるときは、管理者の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第20条 給与条例第13条第8項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)～(3) [略]

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由(前条第1項各号に

第1号。以下「自己啓発等休業条例」という。)第2条の規定により自己啓発等休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第24条第2項において「派遣等となつた場合」という。)

(4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 給与条例第13条第8項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) [略]

3 給与条例第13条第8項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、その者の返納に係る通勤手当の給与の歳出予算科目と事由発生月の翌月以降に支給される給与の歳出予算科目が同一であるときは、管理者の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第23条 給与条例第13条第9項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)～(3) [略]

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由(前条第1項各号に

掲げる事由に該当する事由に限る。)が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(1)～(5) [略]

第21条 支給単位期間は、第18条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月)から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなつた場合(前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたつて勤務しないこととなつた場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなつた日の属する月から開始する。

(支給しない場合)

第22条 [略]

(事後の確認)

掲げる事由に該当する事由に限る。)が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(1)～(5) [略]

第24条 支給単位期間は、第21条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月)から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなつた場合(前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたつて勤務しないこととなつた場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなつた日の属する月から開始する。

(支給しない場合)

第25条 [略]

(事後の確認)

第23条 [略]

(補則)

第24条 [略]

第26条 [略]

(補則)

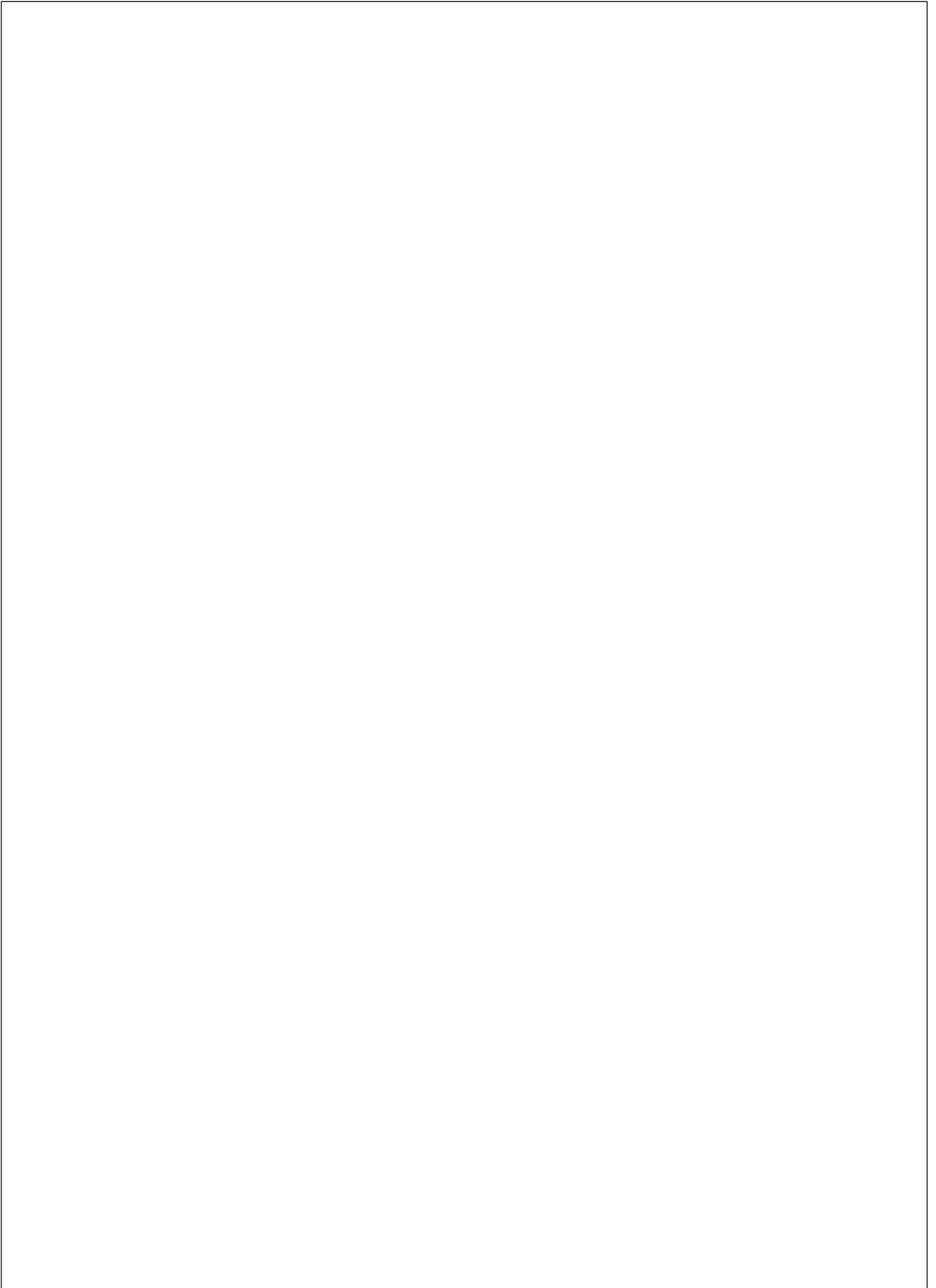
第27条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

任命権者様		勤務所名	主たる届出事由 <input type="checkbox"/> 新規(異動の場合も含む。) <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> 通勤経路、方法又は駐車場等の変更 <input type="checkbox"/> 運賃等の負担額の変更				
		所在地					
職名		氏名					
住所							
職員の通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。			上記の事実の発生日 年 月 日				
順路	通勤方法の別	区 間	距離 (概算)	所要時間 (概算)	乗車券等の 種類	左欄の乗車 券等の額	備 考
1		住居 ( 経由 ) から まで	km	時間 分		円	
2		( 経由 ) から まで	km	時間 分		円	
3		( 経由 ) から まで	km	時間 分		円	
4		( 経由 ) から まで	km	時間 分		円	
5		( 経由 ) から まで	km	時間 分		円	
駐車場の所在地			駐車場の料金		円	駐車場の 利用形態	
駐車場の所在地			駐車場の料金		円	駐車場の 利用形態	
総通勤距離 (概算)		km	総所要時間(概算)			時間 分	
総通勤距離2km未満の場合で交通機関等を利用する理由			他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等				
記入上の注意							
1 「通勤方法の別」の欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、〇〇線等を記入する。							
2 「乗車券等の種類」の欄には、定期券(6箇月)、11枚綴回数券、優待乗車券等の別を記入する。							
3 「左欄の乗車券等の額」の欄には、定期券(6箇月)の額、11枚綴回数券の額等の乗車券等に応ずる額を記入する。							
4 「駐車場の所在地」の欄には、通勤に利用する駐車場の所在地(北上市〇丁目〇番〇号等)を記入する。							
5 「駐車場の料金」欄には、実際に負担する額(駐車場の都度その料金を支払う場合等の場合は1回の利用額)を記入する。							
6 「駐車場の利用形態」の欄には、1月払い、複数月払い(6箇月)、1回払い、回数券(〇枚綴り〇円)等の別を記入する。							
7 往路と帰路と異なる場合は、「備考」欄にその旨理由を記入する。							
確認及び決定欄(届出者は、記入しないこと。) 年 月 日受理							
順路	算出の基礎となる交通機関等		定期券 回数券 その他の別	6箇月の運賃 等の額の算出 基 礎	6箇月の運賃 等 の 額	決 定 事 項	
	交通機関等 の 名 称	利用区間				給与条例第13条第1項該当理由 (□規則第5条該当) □交通機関等利用 □自動車等使用 □併用	
1					円		
2					円		
3					円	自動車等の 使用距離	km
4					円	支 給 額	円
5					円		円
							円
北上地区消防組合一般職の職員に関する条例第15条及び同条に基づく規定に従い上記のとおり確認・決定する。						支給の始期 終期等	年 月 日 開始 改定 終了
年 月 日						非該当事項	
任命権者 氏名						取扱者 確認欄	

通勤経路の略図（経路は、朱線とすること。）



通勤手当認定簿

氏名		職員番号		所属		事実発生年月日		年 月 日							
1 箇月当たりの平均通勤所要回数 回						算出式		届出年月日		年 月 日					
								受理年月日		年 月 日					
順路	算出の基礎となる普通交通機関等の名称		定期回数	運賃等額の基礎	運賃等相当額	1 箇月当りの普通交通機関等の認定期間	支給月					摘要			
	普通交通機関等の名称	利用区間	その他	定期券	回数	定期券	年 月 から 年 月 まで	1	2	3	4		5	6	
普通交通機関等利用者	1					円 ( 箇月)	円	年 月 から 年 月 まで	1	2	3	4	5	6	
	改正					円 ( 箇月)	円	年 月 から 年 月 まで	7	8	9	10	11	12	
	2					円 ( 箇月)	円	年 月 から 年 月 まで	1	2	3	4	5	6	
	改正					円 ( 箇月)	円	年 月 から 年 月 まで	7	8	9	10	11	12	
	3					円 ( 箇月)	円	年 月 から 年 月 まで	1	2	3	4	5	6	
改正					円 ( 箇月)	円	年 月 から 年 月 まで	7	8	9	10	11	12		
4						円 ( 箇月)	円	年 月 から 年 月 まで	1	2	3	4	5	6	
改正						円 ( 箇月)	円	年 月 から 年 月 まで	7	8	9	10	11	12	
5						円 ( 箇月)	円	年 月 から 年 月 まで	1	2	3	4	5	6	
改正						円 ( 箇月)	円	年 月 から 年 月 まで	7	8	9	10	11	12	
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額							円	年 月 日 改正	円						
自動車等の額 (給与条第13条第2項第2号の額) (自動車の使用距離 . km)							円	年 月 から 年 月 まで							
自動車等の併用者 規則第9条 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号							円	年 月 から 年 月 まで							
1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額							円	年 月 日 改正	円						

順路	算出の基礎となる新幹線鉄道等		定期回数	特別料金等の特定期券	特別料金等の特定期券	特別料金等の特定期券	1箇月当たりの特別料金等相当額	新幹線鉄道等の認定期間	支給月						摘要			
	新幹線鉄道等の名称	利用区間							その	回数	その	回数	その	回数		その	回数	その
新幹線鉄道等利用者	1						円		年	月	から	1	2	3	4	5	6	
							( 箇月)		年	月	まで	7	8	9	10	11	12	
	2						円		年	月	から	1	2	3	4	5	6	
								( 箇月)		年	月	まで	7	8	9	10	11	12
3							円		年	月	から	1	2	3	4	5	6	
							( 箇月)		年	月	まで	7	8	9	10	11	12	
4							円		年	月	から	1	2	3	4	5	6	
							( 箇月)		年	月	まで	7	8	9	10	11	12	
1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額								円	年	月	日	改正						
使用する 駐車場等	算出の基礎となる駐車場等		1箇月当たりの駐車		1箇月当たりの平均通勤所要回数		摘要 (回数券等の場合の駐車場等の料金の算出基礎等)											
	駐車場の利用形態	駐車場の料金	場等の料金に相当する額	場	合													
駐車場等利用者	1																	
	2																	
	3																	
1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額の合計額																		
駐車場等に係る通勤手当の額 (上限5,000円)					駐車場等の認定期間		決定事項 (手当額の決定)		規則第19条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号ア <input type="checkbox"/> 第1号イ 第1号ウ (1箇月当たりの平均通勤所要回数 回) <input type="checkbox"/> 第2号									
1箇月当たりの運賃等相当額、自動車等の額及び1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が150,000円を超えるとき									150,000円 × [ 箇月 ] = 円									
支給額		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	任命権者確認・決定欄		摘要		
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年	月	日	
決定事項	給与条例第13条第1項の該当・非該当			返納事由		返納事由		返納対象普通交通機関等		払戻金相当額		払戻金相当額		摘要				
	<input type="checkbox"/> 該当 ( <input type="checkbox"/> 規則第5条)			規則第22条第1項		発生年月		及び新幹線鉄道等		の算出基礎		の算出基礎						
	<input type="checkbox"/> 非該当			1		1		1		円		円						
	理由 ( )			2		2		2		円		円						
	手当額の決定			3		3		3		円		円						
条例第13条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号			1箇月当たりの運賃等相当額及び1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が150,000円を超えていた場合		月		(算出基礎)		円		円							
<input type="checkbox"/> 短時間勤務職員 (通勤所要回数 回)			規則第22条第2項第2号の月数と管理者の定める額 (算出基礎)		月		(算出基礎)		円		円							
<input type="checkbox"/> 規則第9条 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号																		
条例第13条 <input type="checkbox"/> 第3項 <input type="checkbox"/> 第4項 <input type="checkbox"/> 第5項																		

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

### (施行日前から駐車場を利用している職員の届出)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から駐車場（北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和49年北上地区消防組合条例第7号）第13条第5項に規定する駐車場をいう。）を利用している職員であつて、引き続き当該駐車場を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至つた者は、この規則による改正後の第3条の規定により、その実情を届け出なければならない。

